

公 示 送 達 書

令和 8 年 10 月 16 日

下記の者へ送達すべき書類を、西区役所市民部課税課 に保管しています
ので、来庁のうえ受領してください。

福岡市西区長 大園 喜代香



送達を受
けるべき
者の氏名

別紙のとおり

送達すべ
き書類を
特定する
ために必
要な情報

西課税第318号

(注意)

地方税法第20条の2第3項の規定により、同条第2項の規定による措置を
開始した日から起算して7日を経過したときに書類の送達があったものとみな
されます。